



今月は、介護サービスを利用するための手続きについて紹介します。

《問2》 介護サービスを利用したいのですが、どうしたらよいでしょう？

答) まずは、役場高齢者対策課または役場野方支所の窓口で『要介護認定』の申請をして、『介護や支援が必要な状態である』と認定される必要があります。

申請から認定までの流れ

申請から30日以内に認定結果を通知

申請

本人または家族が役場高齢者対策課（又は役場野方支所）の窓口で、介護保険被保険者証を添えて『要介護認定』の申請をします。

※申請は、居宅介護支援事業者や介護保険施設に代行してもらうこともできます。

※40歳以上65歳未満の人は健康保険被保険者証が必要です。

訪問調査

専門知識をもつ曾於地区介護保険組合の訪問調査員等がご自宅や施設を訪問し、本人の心身の状態等をお聞きします。この調査結果をもとにコンピューターによる判定を行います。

主治医の意見書

曾於地区介護保険組合が本人の主治医に依頼して心身の状況について意見書を作成してもらいます。

※主治医がない場合は、役場高齢者対策課の窓口にお問い合わせください。

介護認定審査会

訪問調査や主治医の意見書等をもとに、介護がどれくらい必要かを判定します。

要介護認定

介護サービスの必要性によって非該当（自立）、要支援、要介護1～5に区分し、認定結果を通知します。

※非該当（自立）と認定された人は介護保険サービスは利用できませんが、町が実施する福祉サービスを利用できる場合があります。

《問3》 申請は誰がするのですか？

答) 介護が必要な本人または家族が役場高齢者対策課（又は役場野方支所）の窓口で行います。居宅介護支援事業者や介護保険施設に代行してもらうこともできます。

《問4》 申請手続きに必要な書類は？

答) 必要な書類は、

- ・介護保険被保険者証
- ・要介護・要支援（更新）認定申請書
- ・健康保険被保険者証（40歳以上65歳未満の人）

※申請書は、役場高齢者対策課または役場野方支所にあります。

